

個人61

通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>答申(案)  
に関するパブリックコメント

項目	意見 ※「...」⇒「...」とは、修正の提案である。
1. (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大幅な見直しに2010年は非現実的。</li> <li>・執筆過程の問題:募集宣伝は不十分、前の段階のパブコメは反映させられていない、研究にもどっていない、マルチステークホルダー協議なし、など。(浜田 2009 年、『非営利放送とは何か』参照)。今回はぜひパブコメを反映してほしい。</li> </ul>
(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界銀行政策ガイドブック(Buckley et al. 2008)では</li> <li>(1)「政府および企業の圧力を受けない効果的かつ責任能力(accountability)のある独立行政機関の設立」</li> <li>(2)「メディアで政府関係者に対する批評を可能に」</li> <li>(3)「非営利(コミュニティ)放送などを通じた多様化と市民の声の推進」という3つの主要なメディア政策改革を推奨している。</li> <li>・「情報の自由な流通」⇒「個人とコミュニティのコミュニケーションする権利」(様々な国際契約や憲法で保証されているもの)</li> <li>・「利用者/視聴者の営利」⇒「多様なニーズを持つ市民の公益」</li> <li>・市民は利用者/視聴者だけではなく、コンテンツとサービスの提供者でもある「送り手」でもあることを意識してほしい。</li> </ul>
2. (1) ②	海外ではホワイトスペースが市民メディア、オルタナティブメディアの活用のために活用されている。
(2)	(主に企業というイメージを持つ)「民間」⇒「ビジネス、教育機関、市民、NPO やコミュニティなど」 それによって、非営利団体や個人がインターネットの技術やジャンル・コンテンツに大きく貢献してきた事実がはっきりとわかる。
2. 3. 4. 5. 7.	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれも「規制」中心、(1)3.で述べた目的と矛盾。</li> <li>・全編では「規制」という用語が80回以上使用したことに対して、「自由」は10回以下。そのバランスが悪すぎる。</li> <li>・「規制」⇒「表現の自由」、「情報へのアクセスの増加」、「ユニバーサルデザイン」、「コミュニケーションの民主化の促」、「プライバシーの保護」、「公益の促進」、「メディアリテラシー」、「社会的イノベーション」、「地域の活性化」、「コンテンツとサービスの多様化」、「参加型コミュニケーション」、「国際的のつながり」、「研究・美術、市民の想像力の促進」などのポジティブで人間中心のビジョンをクルースアップしてもらいたい。</li> </ul>
4. (2). 2	書かれている目的は評価できる。「多様な作成仕組みとコンテンツ」と「対話の場の提供」などはネットの特徴を視野にいれる。
4. (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者委員会設立は民主主義に不可欠</li> <li>・規制対象になった場合の申し立て制度も必要</li> </ul>
4.(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「オープンメディアコンテンツ」というカテゴリーは不適切。</li> <li>・コメント投稿、掲示板、ブログなどは個人の市民や市民メディアの基本的なツールで、多様性・表現の自由に不可欠。</li> <li>・現在の規制を超えた仕組みに反対。</li> <li>・有害情報と違法情報をはっきりと区別すること。</li> </ul>

要旨：マスコミ不信を解消するため、適切な監視機関を設置することとその運営を提案いたします。

日本テレビの番組で、民主党・鳩山由紀夫代表の故人献金問題を取り上げた際に、「マスコミは政権交代を視野に入れているので、民主党を叩くのを控えているが、この件は酷すぎるので報道されている。」

といった発言があったということが、まことしやかに噂されるほど、マスコミ不信は深刻である。

また、その監視役をになうBPOも、先日のTBSへの行政指導の件をみても明らかな通り、行政指導に対する隠れ蓑となっている状態であり、機能しているとはいえない。

マスコミ不信を解消するためにも適切な監視機関を設置することを提案いたします。

#### 4. コンテンツ規律(3) 具体的規律

①一定の放送を確保するための規律 イ. 放送を確保するための枠組みの対象・内容に関して

・総務省直轄の監視機関を新たに制定し、マスコミ関係者OB、外国籍の人間はなれないこととする

・地デジの双方向性を生かし、一般視聴者が番組に不審な点があると感じた場合、簡単に疑問に思っているということを示せるようにする事

・放送局は、これと電話・FAX・メールによる問い合わせ数を集計し、総務省直轄の監視機関へ送ること

・苦情が一定以上の場合、その理由を合わせて送ること

・監視機関はレポートを審査し、不審な報道があったと認定された場合詳細な調査をすること

・調査の結果、重大な偏向・捏造番組があったと認定した場合、同ジャンルの番組を1ヶ月間放送禁止とすること

・免許更新の際には、偏向・捏造番組の有無と改善されたかを考慮すること

②業務開始の手續等 エ. 規律の振り分けに係る留意事項

・偏向報道の下地にならないためやメディアを通じた干渉を受けないようにするため海外資本は20%以下とする。

報道番組に関しては、現地特派員以外は日本国籍のもので構成することとする。

③ 番組規律 ア

・各番組をジャンルごとに分類する。またショッピング番組は、CMに分類することとする。

8. その他の論点(1)特定の法人の位置づけ ② 日本放送協会(NHK)の扱い

・NHKが民放でいう免許更新不可能に当たった場合、その性質を考え解体もしくは民営化し国営放送を別に設置することとする

## 個人63

現状の放送について、多大な疑問を持っております。

正しく報道されるならば、厳しい意見も受け入れなければなりません、中立でもなく、あからさまに一方の陣営に軸足を置いた報道ばかりで、現在、健康な報道ではなくなっています。

それらについて、改善策を述べます。

1. 変更報道に対しては、免許停止、免許剥奪などの措置。
2. あからさまな虚偽・捏造報道は、免許停止、免許剥奪。
3. 公共放送でありながら、偏向報道甚だしく、中国や朝鮮に対しては、コンテンツを無料で状態で配布する日本放送協会を廃止する。
4. デジタル放送局に政府専用チャンネルを設け、国会中継や、答弁、海外での演説などのライブラリが自由に見られるようにする。
5. 上記のチャンネルにおいて、国会中継や、議員たちの公式な演説、記者会見などは原則としてライブで放送する。その後、ライブラリへ登録。
6. 記者クラブの廃止。

以上を希望します。

## 個人64

最近のテレビは、つまらないのを通り越して、見るのに苦痛を感じるほどです。例を挙げると、総理大臣に対するヒステリックな、(政治と関係あるとは思えない内容の)批判です。見ている自分まで、いじめに加わっている気持ちになり、テレビと消します。どうか楽しかったテレビを取り戻してください。

以下、思うところを箇条書きにしました。どうか、よろしくお願いします。

ご提案(公平な報道のために)

1. 番組がニュースなのか、ニュースバラエティショーなのか、番組の最初にしっかりと述べる。たとえば、「ニュースバラエティショー〇〇の時間です。」など。
  2. ニュースでも、ニュースバラエティショーでも、政治、経済など、公平が特に重要なものの映像を流すときは、バックに音楽や効果音を付けない。ナレーターは、声の調子を変えない。(かわいい動物系はかまわない)
  3. インタビューなどを編集して流すときは、どんな短いものでも「一部、編集しております。」とテロップ入れる。
  4. 後日、間違った報道を、訂正・謝罪するときは、間違った報道をしたその番組で行う。(早朝などに行ったのは、行ったうちに入らない。)
  5. 国会で扱っている法案の内容、審議状況を確認できる番組をNHKでやってほしい。NHKがだめなら、そういう情報を専門で流す局を1局作る。
  6. テレビは影響が大きいので、間違った報道や不公平な報道に関しては、指導だけでなく、公表し、罰則を設ける。
  7. BPOが機能してないので、一般人などマスコミ関係者でない人で構成された、放送の裁判員制度のようなものを作ってほしい。一般人の常識で、議論をしてほしい。
- 以上、よろしくお願いします。

## 個人65

最近のテレビは、ニュース番組さえ、バラエティー化していて、台本に従ってニュース素材を集めたり編集したりしているようです。

最初に結論ありきで、作られるニュース番組は、誰の思想を反映しているのでしょうか？

バラエティ出身の司会者、特定アジアからのコメンテーターの露出度の多さ、特定の政治政党に対する異常な応援。なされない追及。反日放送局としか思えません。

パチンコ、サラ金、など、外国人の多い産業からのCM。それによる、影響力が反映されている可能性は、大きいと思います。

## 個人66

### 「通信・放送の総合的な法体系の在り方」に対するパブリック・コメント

#### 4. コンテンツ規律（3）具体的規律 ③ 番組規律

放送に関して、基本計画の対象の放送は、「現代社会の基盤を形成する役割」

「教養・教育水準の向上」「娯楽の提供」を中心とした機能・役割を担うことが期待されるとある。

これが前提とされているようであるが、しかし、現代社会の基盤を形成、教育、娯楽といったようなことを判断する際、何を指針としてこれを計るのか。基本対象放送に関してこのような性質を期待するとするのならば、有る程度のそれらのものがどういったものなのかを明示する必要もあると思われるが、それを誰かが明示していくことは具体的に可能なのかについて言及していただきたい。

#### 4. コンテンツ規律（3）具体的規律 ③ 番組規律

方向性として、

「② 事業形態の柔軟化のための参入手続の見直し基本計画の対象外の放送については、必要最小限の適格性のみ確認することとし、柔軟な事業展開を促進する。」

と言及されている。このような方向性を是非期待したいと考えられるが

「ウ 基本計画の対象でない放送 放送番組審議機関に係る措置も含め、規律を緩和する観点から番組規律を見直し、可能な限り番組規律の水準をあわせる。」とあるように、現段階では基本計画の対象でないものには議論されておらず、具体的には示されていない。柔軟な事業展開を可能とするためにも、基本計画の対象でない放送に関しての議論は市民を交えながら開催されることを期待したい。

そのためにも、このような議論の進展について、その参加を市民にも明示する必要があるのではないか。

#### 4. コンテンツ規律（3）具体的規律 ② 業務開始の手続等 ア 経営の選択肢の拡大

「ア 経営の選択肢の拡大

新たな法体系においては、必要に応じて、放送の確実な実施が阻害されることがないように

にすること等の制度上の措置を講じつつ、すべての放送について、放送施設の設置と放送の業務をそれぞれ別々の行政手続とし、その一致又は分離の別を事業者が選択可能とし、事業者の経営の選択肢の拡大を図ることが適当である。」

とあるが、このように放送施設と業務が別々の行政手続をとることによって、なぜ放送の確実な実施が阻害されることを防ぐことができるのかをより具体的に言及してほしい。

#### 4. コンテンツ規律（3）具体的規律 ② 業務開始の手続等 エ 規律の振り分けに係る留意事項

外資規制について、現行の電波法は、周波数が有限希少な資源であることから、原則として自国民を優先するという考え方にに基づき、一般の無線局について外国人等が直接に3分の1以上の議決権を有すること等を欠格事由とし、従来の上放送事業者については更に外国人等が5分の1以上の議決権を有すること等を欠格事由としている。

伝送整備規律において、無線局に係る外資規制の適用除外の拡大を図る等電波制度について所要の見直しを行うことが適当である、と言及されている。しかし、コンテンツ規律に言及するこの箇所においては、新たな法体系においても伝送設備規律とコンテンツ規律の双方に現行と同等の規律をすることが必要である、とある。このような表現に混乱を感じるが、結局外資規制の適用除外の拡大は伝送整備においても、コンテンツ規律においても行われたいという理解なのだろうか。

#### 8. その他の論点（2）既存事業者の位置づけ

「既存事業者に対して不利益を引き起こすことがないよう、新たな法体系への移行に際して、承継規定を整備することが適当である。」とあるが、新たな仕組みへの移行によって期待できる、新規事業者の立場を、既存事業者と比較した場合、そのままでは既存事業者のほうが圧倒的力を変らず持っているといえるだろう。こういった中で柔軟に新規事業者が既存事業者に戻されるのではなく独自の形で参加し、メディア内が多様化し活発化していくためにも、新規事業者を参入しやすくするための取り決めを既存事業者との話し合いを通してより具体的に探り明示していく必要があるのではないか。

## 個人67

\*\*\*\*\*

通信・放送の総合的な法体系の在り方答申（案）

\*\*\*\*\*

### 1. 法体系見直しの必要性

#### [意見]

国際競争に負けぬために施策を打つことは妥当だと思います。

ですが、根源的に、通信・放送は誰のため、何のためであるかを明確に示す必要があります。

それは通信・放送がもつ民主主義における公共性、非営利性であると思います。

市場原理に基づく自由競争を公正に行うためにも、「国内・国際レベル両方における通信・放送の公共性」を、日本が世界に提案し、実践し、共感を得、そして市場競争に公正に挑む事が、最重要課題と考えます。

情報・放送をつかさどる「メディア」は、規模の大小、経営形態の差によらず、正しく市民の知る権利、コミュニケーションする権利、自由に表現する権利に資するべき、と位置付ける事です。

放送法には明確に「放送の公共性」がうたわれています。これを踏襲し、インターネット技術やデジタルコンテンツ管理等を加えてた整合性を取る事は必要です。

一方で、現行の法体系は「国民は受信者であり、視聴者であり、放送のサービス受益者である」という認識が色濃く浸透しています。

しかしながら、通信・放送はすでに双方向性、多様性、個人レベルの発信活動が持つ社会的機能の有用性について、認識を新たにすべきと考えます。

放送における市民の「コミュニケーションする権利」を明確に法体系に位置付け、日本も遅まきながら「パブリックアクセス権」を持ち、育む国家へと歩みだす契機であると考えます。

\*\*\*\*\*

通信・放送の総合的な法体系の在り方答申（案）

\*\*\*\*\*

## 2. 伝送設備規律

### [意見]

無線局の利用はこれまで認可企業の裁量にゆだねられる所が大きく、市民の知る権利、コミュニケーションする権利、自由に表現する権利に正しく資する利用がなされてきませんでした。

目的の多様化は意義あることと思いますが、発信対象や発信主体の多様化も必要と考えます。

ホワイトスペースの有効利用は市民社会、あるいは地域社会の発展にとって、非常に重要な課題と考えます。

既存の実践者（市民メディア、地方自治体など）の好事例を研究し、柔軟で発展的な視野に基づいて法整備をすべきと考えます。

\*\*\*\*\*

通信・放送の総合的な法体系の在り方答申（案）

\*\*\*\*\*

#### 4. コンテンツ規律

##### [意見]

集中排除原則の緩和は放送の公共性の再構築とセットで検討されるべきです。

公共性議論なき自由化は必ずや情報弱者を一層周縁へと追いやります。

番組編成における多様性の配慮、報道における弱者救済・権力監視の徹底、障害ある人に配慮した手話や手厚い字幕導入の義務化など、

短期的には経済コストを要する施策を、この法改正議論の中で忘れることなく、一層深めていただきたいと考えます。

各論において重要なステイクホルダーが排除されていると感じます。

多様な市民・市民メディア・市民記者など、単に「視聴者・受信者としての国民」ではなく、「発信者・活用者としての市民」という認識の変革を求めます。

情報・通信の在り方を決めるプロセスの透明性、参加性こそ、日本国の民主主義の発展において欠如している要素であると考えます。

個人68

前略、「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について意見募集とのことでご提案させていただきます。

所謂、情報ワイドショー等では、ゲストコメンテーター、レギュラーコメンテーターと称する芸能人、タレントが、専門外の「政治に対して」意見を述べ、世論誘導をしております。

私は、このような事態に「非常に心を痛めて」おります。

所謂「素人意見=視聴者の意見」かのような世論誘導です。

また、ジャーナリストと称する「評論家」の素性が全く明らかにされていない点。

例えば、伊藤惇夫氏というジャーナリストがテレビに出演し持論を展開しますが彼は元・民主党所属という事実をテレビ局は視聴者に伝えておりません。

これは大変、問題であると思います。

どの放送局の報道番組、情報番組を観ても、全て一様に「政府批判」の意見しか聞けません。

これで、報道の公平性は保たれるのでしょうか？

常に、視聴率(利益)だけを追い続け、スキャンダルを追い続け、批判精神に満ちた報道でその対案、即ち「解決策」がまるで提案されていません。

民放放送は、営利事業ではありますが、その放送電波は国民の共有財産です。

報道をする場合、「●●党支持」「■■党支持」とスタンスを明確にすべきでしょう。

あたかも「中立」であるが如くスタンスで、偏ったゲスト、偏ったコメントを放送するのはイエロージャーナリズムの典型ではないでしょうか？

個人69

貴 ご担当者 御中

地デジ化に伴う、法改正の準備の中、お疲れさまです。

電波の公共化の概念の中、政府も行政も企業も市民団体も個人も、同じ権利と義務を有する仲間として、共にこの地球環境問題や温暖化、ピークオイルに対応する脱石油文明化、地産地消化、自給自足化、そして食糧自給率の増大、近しい仲間と支え合うコミュニティの再構築、など循環型文明への早急なる移行の必要性を共有していると実感するこの頃です。

その為にも地デジ化に伴う、ホワイトスペースに関しては、ぜひとも市民主導の放送枠を国民の基本的な人権として、確保願いたいと考えます。何故ならば、先に述べた問題に対し、現行マスコミが対応しきれていないのは、大多数をしめるスポンサー企業の企業倫理(利益最優先)の行き過ぎたグローバリゼーションの弊害が及んでいると考えるからです。ローマクラブが「成長の限界」として発した警告を今の企業家は、無視しています。地球は有限です。

アメリカでは、電波の利用者である放送局や企業などに対して、法律によって、パブリック・アクセスという時間や施設に関する市民のための権利・ルール作りができています。市民は誰であれ、放送に参加できて自分の見解を表現する自由や設備、スタッフのサポートが保証されています。

日本に於いては、市民の映像表現スキルを向上させ、誰もが自由に放送に参加できるような仕組みづくりが必要であると考えます。

これによって市民は、高齢者や病人、子ども達、など弱者の方々も、有効・有益なメディアを持つことが出来るのです。

またマスコミが取り上げにくいローカルであるが健全で前向きな取組みの紹介(農的コミュニティ、循環型適正技術、市民と行政と企業の一体的取組み、等)に光を与えることも出来ます。

どうか呉々も、この今の判断が後々の世代にとって、多大な影響を与えることを鑑みて、ご賢察くださるようお願い申し上げます。

個人70

「通信・放送の総合的な法体系のあり方〈平成 20 年諮問第 14 号〉答申(案)」に対する意見

- ・国会中継をゴールデンタイムで。
- ・機能していないBPOにかわる、国民参加型の監視機関を。
- ・国民が指摘するテレビの問題点(局の事件、訴えられた等を含む)を生放送で論じる番組を、月最低2回から4回ゴールデンタイムで1回につき最低2時間以上放送。
- ・TBSがオウムに関わっていたことを、最低でも年1回はゴールデンタイムで特集を(戒めの為、追悼の為)各局で組む。